

障がないと認める場合は、この限りでない。

(利用の変更)

第3条 条例第6条第1項の規定によりセンターの施設等の利用の承認を受けた者(第10条において「利用者」という。)は、当該承認を受けた事項を変更しようとするときは、富山県防災危機管理センター施設等利用変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

(利用の承認に付する条件)

第4条 条例第6条第4項の規定により利用の承認に付する条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用の目的以外の目的に利用しないこと。
- (2) 利用を終えたときは、直ちに施設を原状に回復すること。
- (3) 利用する権利を他人に譲渡しないこと。
- (4) その他知事が指示した事項を守ること。

(使用料の徴収方法)

第5条 条例第9条第2項の規則で定める方法は、同項に規定する申請を行うことによつて得られた納付情報により納付する方法とする。

(使用料の減免)

第6条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条第1項の申請書に必要事項を記入し、知事に提出するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、富山県防災危機管理センター使用料還付申請書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

(休所日)

第8条 センターの休所日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、休所日以外の日に休所し、又は休所日に開所することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

（利用時間）

第9条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（損害賠償）

第10条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償するものとする。

（細則）

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年11月11日から施行する。ただし、次項の規定は、令和4年10月11日から施行する。

（準備行為）

2 条例附則第2項に規定する利用の申請及び承認、使用料の徴収、使用料の減免並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の規定の例により行うものとする。

様式第1号（第2条、第6条関係）

富山県防災危機管理センター施設等利用承認申請書兼使用料減免申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

富山県防災危機管理センターの施設等を利用したいので、富山県防災危機管理センター条例第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、私（法人その他の団体にあつては、当該法人又は団体及びその役員）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び富山県暴力団排除条例に関する規則（平成23年富山県公安委員会規則第2号）第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

この申請に係る施設等の利用については、防災その他の危機管理に資することを主たる目的としていることから、富山県防災危機管理センター条例第10条の規定により次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

利用日	年 月 日
利用単位	午前 ・ 午後 ・ 終日
利用時間	時 分から 時 分まで
利用する施設	
利用する附属設備	
利用の目的	

その他必要な事項	
※内容 事業の目的や内容等について、どのように防災や危機管理に資するのかを具体的に記入してください。	
※その他参考となる事項	

備考

- 1 利用の申請と併せて使用料の減免の申請を行うときは、□の中にレ印を付すこと。
- 2 「利用単位」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 利用の申請のみを行うときは、※印の欄には、記入しないこと。
- 4 利用の申請と併せて使用料の減免の申請を行うときは、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 利用計画書、実施要綱、実施要領、開催通知、配付資料等
 - (2) その他参考となる資料
- 5 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号（第3条関係）

富山県防災危機管理センター施設等利用変更承認申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務
所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで富山県防災危機管理センターの利用の承認を受けましたが、次のとおり利用を変更したいので申請します。

事項	変更前	変更後
利用日	年 月 日	年 月 日
利用単位	午前・午後・終日	午前・午後・終日
利用時間	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
利用する施設		
利用する附属設備		
利用の目的		
その他必要な事項		

備考 「利用単位」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

様式第3号（第7条関係）

富山県防災危機管理センター使用料還付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

年 月 日付けで申請しました富山県防災危機管理センターの施設の利用については、下記の理由により利用できません（利用できませんでした）ので、前納した使用料の全部（一部）を還付されるよう申請します。

記

利用できない（利用できなかった）理由			
利用を予定していた施設			
利用を予定していた附属設備			
利用を予定していた日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
振込先	金融機関名		支店・出張所名
	店番	口座種別	口座番号（右詰めで記入）
		普通・当座	
	口座名義人	(フリガナ)	

備考 使用料を納付したことが分かる書類を添付すること。

(防災・危機管理課)

告 示

富山県告示第343号

富山県防災危機管理センターの使用料の額について

富山県防災危機管理センター条例（令和4年富山県条例第41号）別表の知事が定める額は、次のとおりとし、令和4年11月11日から施行する。

令和4年10月5日

富山県知事 新 田 八 朗

区分	品名	単位	金額（円）
映写設備 及び視聴 覚機器	DVD・BDプレーヤー（ディスプレイ付）	1式	2,200
	プロジェクター（映像・音声分配器付）	1式	1,880
	スクリーン	1張	880
音響設備	拡声装置（有線マイク1本付）	1式	2,540
	ワイヤレスマイクロフォン	1本	1,370

備考 この表に掲げる金額は、1回についての額とし、9時から12時まで、13時から17時までを各1回として算定する。

(防災・危機管理課)